

令和4年9月2日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年6月29日から令和4年7月28日まで、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計43件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>○書類の保管義務は自治体の「土砂条例担当部局等の指導・監督部局」とするのが良い。自治体にしておくと盛土規制法の自治事務において参考情報になる。元請け事業者は民間企業につき、倒産による記録の保管リスクがある。</p>	<p>○資源の有効な利用の促進に関する法律においては、建設業に属する事業を行う者に対し、再生資源利用促進計画の作成等、再生資源の利用の促進のための措置を講じることを求めており、当該計画の保存主体は、作成主体である元請建設工事事業者等が適切であると考えております。</p> <p>○なお、本省令において、当該計画を現場掲示・可能な場合にはインターネット公表していただくこととしており、地方公共団体が必要に応じて当該計画の内容を確認できるようにしてまいります。</p>
2	<p>○デジタルファースト法の趣旨を鑑み、可能な限りデジタルを使うことを記載するのが良い。</p>	<p>○御指摘のとおり、再生資源利用促進計画の作成等に係る負担軽減のため、ICTを活用いただくことが望ましいと考えておりますが、ICTの整備状況は各事業者で様々であるため、省令上は規定しておりません。</p> <p>○他方、再生資源利用促進計画等の公表については、より多くの方々が確認することができるよう、インターネットによる公表に努めることとしています。</p>
3	<p>○再生資源利用促進計画の説明を受注者から受けた証拠として、公表する計画書には発注者の署名付きとするのが良い。</p>	<p>○再生資源利用促進計画について、本省令で発注者の商号、名称又は氏名を記載することとし、発注者へ報告・説明のうえ公表することとしています。</p>
4	<p>○再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の様式について、記載事項を含めた様式および記入例を明示すべきである。様式が自由で良いであるなら、その旨明記すべきである。</p> <p>○計画書や現場掲示の様式を提示したほうが良い。</p> <p>○土砂の量の表記は「ほぐした土量」とするのが良い。</p>	<p>○再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の記載項目について本省令で定めています。</p> <p>なお、具体的な様式の例については別途示しておりますので御活用ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm</p> <p>○再生資源利用促進計画について、本省令では土砂量の表記方法を定めておりませんが、搬出量と現場内利用量を考慮し再生資源利用促進率を求めるには「地山量」で統一し、表記することが望ましいと考えます。</p>

5	<p>○他現場に残土を搬出する際、自治体の土砂条例で採用されているような「発生元証明書」を発行する仕組みがあると良い。</p> <p>○本省令において、ストックヤード及び土砂土質改良プラントに関する明確な位置付けを行うべきである。</p>	<p>○「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の更なる改正を検討してまいります。</p>
6	<p>○公共工事における公的な発注者の責務を明確化することも規定すべき。再生資源利用促進の責任主体はあくまでも受注者でなく公的な発注機関が大勢である。</p> <p>○利用計画の作成の主体を元請業者等であることを明確化しているが、そもそも土砂に限らず再生資源全般の利用についても、元請の一存でできることではなく発注者の了解／理解が必要なことから、本来、省令第一条に「建設工事業業者」のみならず、発注者(場合によっては設計者も)を加えた上で、第3条・第4条・第7条はじめ必要な条項に発注者の役割を追記すべきである。</p> <p>○再生資源利用促進の主体を元請業者等であることを明確化しているが、特に発生土についてどれだけの量を発生させるかは、元請業者は全くコントロールすることができずひとえに発注者がどのような工作物・建築物を建設しようとするかに依存している。そのような中で、本省令において、「情報収集及び情報提供、再生資源利用計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備」について元請業者等が主体であることのみを記載するのでは、発注者の責任が不明確であり、片手落ちである。</p>	<p>○資源の有効な利用の促進に関する法律第4条において、事業者のみならず、建設工事の発注者は、再生資源の利用の促進に努めなければならないこととされています。</p> <p>○本省令は、建設業に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものであり、建設工事業業者の取組事項を規定しております。</p>
7	<p>○やむを得ず建設発生土が発生する場合は、他の造成工事(民間工事含む)に、流用することを前提とすべきである。このためには、広く、国内全体の造成工事のデータベース化を行うべきである。</p>	<p>○建設発生土情報交換システムや建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを運用し、事業者間で建設発生土の利用調整にご活用していただいております。</p>
8	<p>○1000m³から500m³の引下げの数値的な根拠があれば示して欲しい。</p>	<p>○今回の改正においては、特に民間工事における建設発生土の搬出先の明確化等のため、建築工事のうち、土砂を発生させ得る「地下階を有する小規模事業所」(50坪程度×地下1</p>

		階)の新築工事における搬出量を想定し、500 m ³ としております。
9	○実際、工事現場では、着工時には搬入元・搬出先が決まっていないことが多いことから、計画を作成し発注者に提出・説明するタイミングは、「工事着工時」に限定せず、実際に搬入・搬出を行うより前であればよい、という解釈でよいか。	○今回の改正においては、建設工事を施工する場合において、あらかじめ計画を作成し発注者へ提出・説明することとし、変更が生じた場合には発注者へ報告することとしており、工事全体の着工時に限定しておりません。
10	○計画の変更「建設資材ごとの利用量」、「再生資源ごとの利用量」について、計画変更対象となる数量は規定されるのか。	○計画変更対象となる数量は特に規定しておりません。利用量に変更があった場合には、計画を変更していただくこととなります。
11	○建設会社として会社のHP等の情報提供の場はあるが、一般的に工事現場ごとにインターネット上で情報提供をできる場をもっていない。当該工事現場の情報を広く周知する目的でインターネットでの情報提供が求められているが、建設会社のHPでは個別の工事現場の情報を提供する場はなく、また情報を掲載したとしても個別の現場情報を検索することが容易でないため、情報共有の場としては適切ではないと考えられる。 例え努力義務であっても、個別の現場の情報をインターネットで公表することを求めることは現実的ではない。 ○JACIC(COBRIS)に登録した場合は、その情報は「インターネットへの公表」と言えるのか。	○現在、政府全体においてデジタル化を推進しているところであり、インターネットによる公表についても、国民の利便性向上等の観点から、可能な限りご協力いただければと思います。 ○今回の改正においては、公衆の閲覧に供することとしているため、利用者が限定されるJACIC(COBRIS)への登録はインターネットでの公表には当たらないものと考えます。
12	○揭示対象となる工事の要件を定めるべきである。(500 m ³ 以上の建設発生土の搬入または搬出がある工事は計画を揭示するなど)建設発生土の搬入・搬出に関する情報を公表することが省令改正の目的であるにも係わらず、建設発生土の搬入・搬出がない工事であっても計画の揭示および公表の対象となるのか。	○揭示対象となる工事は、再生資源利用促進計画等の作成対象となる工事(500 m ³ 以上の建設発生土の搬出がある工事等)に限られます。
13	○建設リサイクル法と重複しないように本省令では土砂に限定するべき。	○資源の有効な利用の促進に関する法律においては、土砂だけでなく、コンクリートの塊等についても、再生資源としての利用を促進することとされています。
14	○計画時から変更となった場合、適切に見積もることとし、発注者に変更となった経費について説明することも明確にするべき。	○今回の改正においては、建設工事の請負契約を締結するに際して、当該指定副産物の運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費の

		見積りを適切に行うよう努めるものとすることを求めており、請負契約の締結には、変更契約の締結を含みます。
15	○この法律第1条(目的)に「資源の有効利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため」との記述がある。今回の改正対象の省令はいずれも「判断基準を定める」省令であることから、「建設発生土の有効利用」および「建設発生土の有効利用に当たらないもの」の判断基準を明示すべきである。	○今回の改正対象省令は、いずれも、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものです。
16	○本省令は判断基準であるから、「一定の要件」「著しく不十分」と判断する基準を明示すべきである。	○主務大臣による勧告の対象となる「一定の要件」については、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第2及び第7に規定されています。 ○「著しく不十分」と判断する基準につきましては、対象事業者の再生資源の利用の促進に関する取組の状況を、本省令の規定に照らし総合的に判断することとなります。
17	○ストックヤードや土質改良プラントの適用について、ストックヤードや土砂土質改良プラントが本省令で記載されている「再資源化施設」であることを明示すべきである。	○ストックヤードや土質改良プラントは、これを経由し最終処分される場合もあるため、一概に「再資源化施設」とは言えないものと考えます。
18	○「建設業に属する事業を行うものの再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の対象は排出土であり、盛土との関連性は有しているが、その行為全体が悪質・不良な盛土施工に個別・直接的に結びつく合理的因果関係が存在しているとは断定できないと考える。 よって、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」と同様の規制を一律に行うのには疑問を感じる(「隙間のない規制」対象には当たらないのではないか、)。 当面は「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の施行運用状態把握(監視等)を一部の大手に偏ることなく、対象となる盛土を行う全ての者に対して実施し、	○この度の改正案は、土砂の搬出計画と利用計画の対象工事を一体的に拡大し、建設発生土の有効利用の促進と適正処理を図ることとしております。

	その状況を見極め、悪質盛土との個別・直接的な関連性が思料され、排土に対して一律の規制が必要と判断される場合に、本改正を行うことにしたらどうか。	
--	---	--

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。